

## 愛知県職員組合規約（抜粋）

（名称および所在地）

第1条 この組合は、愛知県職員組合（以下「組合」という。）といい、事務所を名古屋市中村区竹橋町36番31号に置く。

2 この組合は愛知県職員組合連合会（以下「県職連合」という。）に加入する。

（目的）

第2条 組合は、組合員の強固な団結によって組合員の経済的、社会的地位の向上と職場の民主化を図り、明朗な県政の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 組合は、次の事業を行なう。

- (1) 組合員の労働条件の維持改善を図ること。
- (2) 組合員および家族の福利厚生の実現を図ること。
- (3) 組合員の親睦、教養および保健の向上を図ること。
- (4) 県政の民主化の推進を図ること。
- (5) その他組合の目的の達成に必要なこと。

（加入および脱退）

第5条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を中央執行委員長に提出し、組合員名簿への登載を受けなければならない。ただし、県職連合を構成する組合を除名された者および正当な理由なくして県職連合を構成する組合を脱退した者の再加入は、中央委員会の承認を受けなければならない。

2 組合を脱退しようとする者は、中央執行委員長に申し出て、組合員名簿からの抹消を受けなければならない。

3 組合員たる資格の取得および喪失は、第1項または前項の規定による組合員名簿の登載または抹消の日に行なわれるものとする。

4 組合員で正当な理由なく3箇月以上組合費を滞納した者は、組合員の資格を失う。

5 県職連合を構成する組合からの異動により、本組合に加入しようとする者は、加入の手続きを必要としない。

（権利）

第6条 組合員は、この規約のもとにすべての問題に参与する権利および平等の取り扱いを受ける権利を有する。

（義務）

第7条 組合員は、この規約および決議に服する義務を負う。

（組合費）

第46条 組合の組合費の月額、給料月額の1,000分の10（そのうち1,000分の5については500円頭打ち）とし、分会ごとに毎月末日までに書記局に直納する。

## 病院事業庁職員組合規約（抜粋）

（名称および所在地）

第1条 この組合は、愛知県病院事業庁職員組合（以下「組合」という。）といい、事務所を名古屋市内に置く。

2 この組合は愛知県職員組合連合会（以下「県職連合」という。）に加入する。

（目的）

第2条 組合は、組合員の強固な団結によって組合員の経済的、社会的地位の向上と職場の民主化を図り、安全・安心の医療を提供する県立病院の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 組合は、次の事業を行なう。

- (1) 組合員の労働条件の維持改善を図ること。
- (2) 組合員および家族の福利厚生の実現を図ること。
- (3) 組合員の親睦、教養および保健の向上を図ること。
- (4) 団体交渉及び労働協約の締結に関すること。
- (5) 医療、看護内容の向上に関すること。
- (6) その他組合の目的の達成に必要なこと。

（加入および脱退）

第5条 組合に加入しようとする者は、加入申込書を執行委員長に提出し、組合員名簿への登載を受けなければならない。ただし、県職連合を構成する組合を除名された者および正当な理由なくして県職連合を構成する組合を脱退した者の再加入は、中央委員会の承認を受けなければならない。

2 組合を脱退しようとする者は、執行委員長に申し出て、組合員名簿からの抹消を受けなければならない。

3 組合員たる資格の取得および喪失は、第1項または前項の規定による組合員名簿の登載または抹消の日に行なわれるものとする。

4 組合員で正当な理由なく3箇月以上組合費を滞納した者は、組合員の資格を失う。

5 県職連合を構成する組合からの異動により、本組合に加入しようとする者は、加入の手続きを必要としない。

（権利）

第6条 組合員は、この規約のもとにすべての問題に参与する権利および平等の取り扱いを受ける権利を有する。

（義務）

第7条 組合員は、この規約および決議に服する義務を負う。

（組合費）

第42条 組合の組合費の月額、給料月額の1,000分の10（そのうち1,000分の5については500円頭打ち）とし、分会ごとに毎月末日までに書記局に直納する。